

令和3年第1回（2月）

広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

広島県後期高齢者医療広域連合議会

令和3年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次
第1日（2月16日）

| | |
|---|----|
| 出席議員 | 1 |
| 欠席議員 | 1 |
| 説明員 | 1 |
| 議事補助員 | 2 |
| 議事日程 | 2 |
| 会議に付した事件 | 2 |
| 開会・開議宣告(午後1時35分) | 3 |
| 広域連合長の議会招集挨拶 | 3 |
| 諸般の報告 | 3 |
| 日程第1 議席の指定について | 4 |
| 会議録署名者の指名 | 4 |
| 日程第2 会期の決定について | 4 |
| 日程第3 議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について | 5 |
| 日程第4 議案第2号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について | 6 |
| 日程第5 議案第3号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について） | 7 |
| 日程第6 議案第4号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について | 8 |
| 日程第7 議案第5号 令和2年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） | 10 |
| 日程第8 議案第6号 令和3年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 | 12 |
| 日程第9 議案第7号 令和3年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 | 14 |
| 議了宣告 | 16 |
| 広域連合長の閉会挨拶 | 16 |
| 閉会宣告(午後2時14分) | 17 |
| 会議録署名 | 18 |

広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録 第32号

令和3年2月16日（火曜日）国保会館6階大会議室

出席議員

| | | | | |
|-----|----|---|-----|---|
| 1番 | 今 | 田 | 良 | 治 |
| 2番 | 木 | 戸 | 経 | 康 |
| 3番 | 平 | 野 | 太 | 祐 |
| 4番 | 定 | 野 | 和 | 広 |
| 6番 | 岩 | 原 | | 昇 |
| 9番 | 福 | 原 | 謙 | 二 |
| 10番 | 塚 | 本 | 裕 | 三 |
| 11番 | 大 | 田 | 祐 | 介 |
| 12番 | 大 | 本 | 千香 | 子 |
| 13番 | 鈴 | 木 | 深由 | 希 |
| 14番 | 宇江 | 田 | 豊 | 彦 |
| 15番 | 寺 | 岡 | 公 | 章 |
| 16番 | 乘 | 越 | 耕 | 司 |
| 18番 | 大 | 下 | 正 | 幸 |
| 19番 | 酒 | 永 | 光 | 志 |
| 20番 | 山 | 口 | 晃 | 司 |
| 21番 | 久留 | 島 | 元 | 生 |
| 22番 | 諏訪 | 本 | | 光 |
| 23番 | 光 | 岡 | 美 | 里 |
| 24番 | 富 | 永 | | 豊 |
| 25番 | 山 | 形 | しのぶ | |
| 27番 | 藤 | 井 | 照 | 憲 |
| 28番 | 久保 | 田 | 龍 | 泉 |

欠席議員

| | | | | |
|-----|----|---|----|---|
| 5番 | 森 | 本 | 茂 | 樹 |
| 7番 | 大 | 川 | 弘 | 雄 |
| 8番 | 仁ノ | 岡 | 範 | 之 |
| 17番 | 井 | 上 | 佐智 | 子 |
| 26番 | 信 | 谷 | 俊 | 樹 |

説明員

| | | | | |
|----------------|---|---|---|---|
| 広域連合長 | 平 | 谷 | 祐 | 宏 |
| 広域連合事務局長 | 熊 | 野 | | 智 |
| 広域連合事務局次長兼総務課長 | 藤 | 井 | 伸 | 朗 |

業務課長 恒 次 和 浩
総務課企画財政係長 出 合 真 純
業務課課長補佐兼賦課収納係長 岡 本 巧 一

議事補助員

議会事務局長 金 築 由 美
議会事務局長次長 山 口 晶
書記 森 本 真 澄

議事日程（第1号）

（令和3年2月16日 午後1時35分開議）

- 日程第1 議席の指定について
日程第2 会期の決定について
日程第3 議案第 1号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
日程第4 議案第 2号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
日程第5 議案第 3号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）
日程第6 議案第 4号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について
日程第7 議案第 5号 令和2年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第8 議案第 6号 令和3年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
日程第9 議案第 7号 令和3年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
-

会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（今田良治）

ただいまの出席議員23名であります。地方自治法第113条により定足数に達しておりますので、ただいまから、令和3年第1回広域連合議会定例会を開会します。これより本日の会議を開きます。

会議の開会に当たりまして、広域連合長の挨拶があります。広域連合長。

◎広域連合長（平谷祐宏）

皆さん、こんにちは。令和3年の第1回広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

さて、本日は、本定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多用のところ御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

昨年来からの新型コロナウイルス感染症の流行により、様々な対応に迫られた1年であったように思います。とりわけ、一年前の1月、そして今年の2月ということで、各市町におかれましても様々な対応をされたことだと思います。いわゆる三密を避けるという意味で、職員のテレワークであったり、あるいはウェブ会議であったり、様々な形でいわゆる生活様式が変わってきている中で、また旅行業を中心とした飲食を含めて、多様な環境の中で業務をせざるを得ないような状況であったということもございまして、様々な形で皆さん方に献身的に御協議いただきながら、市町が一步でも前にということで、日常の業務が行われているということだと思います。そういった状況の中で、県内の感染状況は、ひと頃よりも落ち着きを見せてまいっております。今月の21日までということで、いわゆる行動規制を、ということで、広島県は方針を示していますが、本日あたりをもって、22日からの方向性も示されるというふうにお聞きしている状況でございますが、予断を許さない状況だと思っております。

これから始まりますワクチン接種など直接的な取組と共に、引き続き、社会経済活動対策など多方面に対する支援が必要になるかと思っております。当広域連合といたしましては、国・県の動向をしっかりと把握しつつ、市町や関係機関と連携を図りながら、適切な運営に取り組んで参りたいと思っております。

さて、本定例会では、令和2年度補正予算、また令和3年度当初予算といった重要案件を提出させていただいております。

どうぞ、慎重に御審議をいただいた上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（今田良治）

この際御報告いたします。理事者側の説明員として、平谷広域連合長、熊野広域連合事務局長、藤井事務局次長兼総務課長、恒次業務課長、総務課出合企画財政係長、業務課岡本課長補佐兼賦課収納係長を呼んでおりますことを御報告申し上げます。

また、議場配付いたしました「例月出納検査」及び「令和2年度定期監査結果」について、監査委員から議長あての報告書の提出がありましたので御報告いたします。

これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程（第1号）のとおりでございます。この日程によって議事を進めて参りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今田良治）

異議ないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

△ 日程第1 「議席の指定について」

○議長（今田良治）

それでは、日程第1「議席の指定について」ですが、議席は、会議規則第4条第1項により議長が指定いたします。

議席は、現在着席されている席といたします。

なお、本日の「会議録署名議員」として19番酒永議員、21番久留島議員を指名いたします。

△ 日程第2 「会期の決定について」

○議長（今田良治）

それでは、日程第2「会期の決定について」を議題とします。お諮りします。本定例会の会期を本日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (今田良治)

御異議なしと認めます。よって会期を本日1日間と決定いたします。

△ 日程第3 「議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」

○議長 (今田良治)

次に日程第3「議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を議題とします。本件の説明を求めます。

◎広域連合長 (平谷祐宏)

議長。(挙手)

○議長 (今田良治)

広域連合長。

◎広域連合長 (平谷祐宏)

ただ今上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

「議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」でございます。

本案は、空席となっております副広域連合長の選任について御同意をお願いするものでございます。

議案書の履歴書にございますように、奥田 正和氏は、現在、世羅町長として御活躍中であり、学識、経験ともに豊かな方で副広域連合長として適任と存じます。

何とぞ、御同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 (今田良治)

本件は、事後の議事手続を省略して直ちに採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (今田良治)

御異議なしと認めます。

本件を採決いたします。本件を同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今田良治)

御異議がないと認めます。よって、本件は同意されました。

△ 日程第4 「議案第2号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」

○議長(今田良治)

次に日程第4「議案第2号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を議題とします。本件の説明を求めます。

◎広域連合長(平谷祐宏)

議長。(挙手)

○議長(今田良治)

広域連合長。

◎広域連合長(平谷祐宏)

ただ今上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

「議案第2号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」でございます。

本案は、空席となっております副広域連合長の選任について御同意をお願いするものでございます

議案書の履歴書にございますように、吉田 隆行氏は、現在、坂町長として御活躍中であり、学識、経験ともに豊かな方で副広域連合長として適任と存じます。何とぞ、御同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長(今田良治)

本件は、事後の議事手続を省略して直ちに採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（今田良治）

御異議なしと認めます。

本件を採決いたします。本件を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今田良治）

御異議がないと認めます。よって、本件は同意されました。

△ 日程第5 「議案第3号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）」

○議長（今田良治）

次に日程第5「議案第3号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（熊野 智）

議長。（挙手）

○議長（今田良治）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（熊野 智）

ただ今上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の内容につきましては、別冊1の「令和3年第1回広域連合議会定例会議案資料」で説明させていただきます。

別冊1の1ページをお開きください。

「1 趣旨」を御覧ください。

地方税法の改正に伴う個人所得課税の見直しにより、後期高齢者医療保険料の負担水準に関して被保険者に不利益が生じないように高齢者の医療の確保に関する法律施行令が改正され、令和3年1月1日に施行されたため、必要な改正を行うものでございます。

「2 内容」を御覧ください。

(1) 個人所得課税の見直しによる給与所得控除又は公的年金等控除から基礎控除への10万円の振替に伴い、軽減判定所得の算定におきまして、基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるものでございます。

(2) 給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者が2人以上いる世帯につきまして、保険料軽減措置に該当しない世帯が生じる場合があることから、被保険者のうち給与所得者等の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加えるものでございます。

この条例改正によりまして、令和2年度と令和3年度において、同じ金額の給与収入又は公的年金収入等があった場合、同じ保険料となり、被保険者の不利益とはならないものです。

下の表は、(1)と(2)にて、御説明しました内容を、表にしたものでございます。

「専決処分した日」ですが、令和2年12月16日でございます。

以上、上程されました議案につきまして、概要を御説明申し上げました。

御審議の上、承認を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（今田良治）

本件の質疑については発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。

次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今田良治）

起立総員。よって、本件は承認されました。

△ 日程第6 「議案第4号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について」

○議長（今田良治）

次に日程第6「議案第4号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について」を議題とします。
本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（熊野 智）

議長。（挙手）

○議長（今田良治）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（熊野 智）

ただ今上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案書の4ページ及び別冊1の「令和3年第1回広域連合議会定例会議案資料」の3ページをお開きください。説明は、議案資料でさせていただきます。

「議案第4号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について」でございます。

1の趣旨でございます。

広域連合が加入しております、広島県市町総合事務組合の構成団体である「世羅三原斎場組合」が、令和3年3月31日をもって解散し、同年4月1日から広島県市町総合事務組合を脱退することに伴い、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更を行うものでございます。

2の内容でございます。

広島県市町総合事務組合規約別表第1及び別表第2の「世羅三原斎場組合」を削除するものでございます。

広島県市町総合事務組合においては、組合を組織する地方公共団体の減少及び組合規約の一部を改正されることとなりますが、この改正には、組合の構成団体である当広域連合の議会の議決を経て、協議が必要となるものです。

3の施行期日は、令和3年4月1日からでございます。

以上、上程された議案につきまして概要を御説明申し上げました。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（今田良治）

本件の質疑については発言の通告はありませんので、本件質疑を終結します。

次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。

本件は、原案どおり可決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今田良治）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第7 「議案第5号 令和2年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」

○議長（今田良治）

次に日程第7「議案第5号 令和2年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。本件の説明を求めます。

なお、予算の説明につきましては、長くなりますので、座って説明いただいて結構です。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

議長。（挙手）

○議長（今田良治）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

ただいま、上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。恐れいりますが、座って説明をさせていただきます。まず議案書、人事案件でない方になりますけれども、5ページをお開きください。

「議案第5号 令和2年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」これは、第1条にありますように、歳入歳出予算の総額から、それぞれ3億2,118万4千円を減額し、予算の総額をそれぞれ4,257億6,159万4千円とするものです。

続きまして、6ページを御覧ください。

この補正の内容について御説明いたします。

まず、歳入です。

「2款 2項 国庫補助金」補正額1億9,012万3千円の減額は、調整交付金及び後期高齢者医療制度事業費補助金について、新型コロナウイルス感染症の拡大により、対象となる事業の実施を一部見送ったことによるものです。

その下ですが、「6款 1項 財産運用収入」38万6千円の追加は、定期預金により運用している給付準備基金の預入額が当初の見込を上回ったことから、利

子収入を増額したものです。

一番下ですが、「10款 3項 雑入」799万1千円の追加は、一部負担割合の変更などに伴う被保険者等からの返納金が当初の見込を上回ることから増額をしたものです。

続きまして、7ページをお開きください。

歳出です。

「1款 1項 総務管理費」補正額90万円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する保険料減免の広報に対する市町補助金を計上したものです。

なお、財源は、全額国からの補助金です。

その下ですが、「3款 1項 特別高額医療費共同事業拠出金」410万5千円の追加は、著しく高額な医療給付に対して交付される特別高額医療費共同事業交付金の財源となる拠出金が当初の見込を上回ることから増額をしたものです。

「4款 1項 健康保持増進事業費」3億2,657万5千円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、今年度実施を予定していた歯科健康診査業務等「後発医薬品利用差額通知業務」及び「重複・頻回受診者訪問指導業務の実施を見送ったこと、また、保健事業・介護予防一体的実施事業において、事業の実施市町数が当初の見込みを下回ったことなどから減額をしたものです。

その下の「5款 1項 基金積立金」38万6千円の追加は、給付準備基金の利子収入の増に伴い、積立金を増額したものです。

次に8ページを御覧ください。

「第2表 債務負担行為補正」です。

これは、令和3年度の事業のうち、令和2年度中に委託契約をして準備を進める必要がある3つの事業について、債務負担行為を追加するものです。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明いたしました。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（今田良治）

本件の質疑については発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。

次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今田良治）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 8 「議案第 6 号 令和 3 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」

○議長（今田良治）

次に、日程第 8 「議案第 6 号 令和 3 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

議長。（挙手）

○議長（今田良治）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

ただいま、上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

座って説明させていただきます。

議案書の 9 ページをお開きください。

「議案第 6 号 令和 3 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてです。

本予算は、第 1 条にありますように一般会計の予算総額を歳入歳出それぞれ 13 億 950 万円とするものです。

また、第 2 条にありますように一時借入金の限度額を 5 千万円と定めております。

歳入歳出の詳細につきましては、別冊の方になりますが、別冊 3 「令和 3 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計 当初予算説明書」により御説明します。

別冊 3 の 3 ページをお開きください。

まず、歳入について主なものを御説明します。

「1 款 分担金及び負担金」です。

これは、各市町からの事務費分賦金で、本年度のところになりますが、13 億 567 万 1 千円を計上しており、前年度比 1,892 万 2 千円、1.5 パーセントの増となっています。

増減の理由は、派遣職員給料等負担金 2,074 万円の増や、財務システム導入業務委託料 379 万 5 千円の計上などによるものです。

続いて、歳出についてです。

引き続き、この冊子の 17 ページをお開きください。

「1 款 議会費」、これは、広域連合議会の開催及び運営に関する経費で、前年度と同額の 272 万 1 千円を計上しています。

続いて、19ページをお開きください。

「2款 総務費」です。

この19ページから26ページまでが「1項 総務管理費」になります。

これは、派遣職員給料等負担金をはじめ、事務所借上げに係る使用料及び賃借料など、広域連合の運営に関する経費です。

続いて、25ページをお開きください。

総務管理費は、左下の計のとおり総額3億7,020万2千円を計上しており、前年度比2,281万1千円、6.6パーセントの増となっています。

続いて、27ページをお開きください。

「2項 選挙費」については、前年度と同額の11万5千円を計上しています。

続いて、29ページをお開き下さい。

「3項 監査委員費」。これについては、11万7千円を計上しており、前年度比1万1千円、10.4パーセントの増となっています。

続いて、31ページをお開きください。

「3款 民生費」は、特別会計への事務費繰出金9億3,118万2千円を計上しており、前年度比15万1千円、0.02パーセントの減となっています。

続いて、33ページをお開きいただいて、「4款 公債費」及び35ページをお開きいただいて、「5款 予備費」。これらにつきましては、それぞれ前年度と同額を計上しております。

37ページ以降は給与費明細書です。

39ページ、「2」の「一般職」につきまして、短時間勤務職員を2名増員しています。

以上、上程されました議案について、概要を御説明いたしました。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（今田良治）

本件の質疑については発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。

次に、討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今田良治）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第9 「議案第7号 令和3年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」

○議長（今田良治）

次に日程第9「議案第7号 令和3年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

議長。（挙手）

○議長（今田良治）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

ただいま、上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

座って説明させていただきます。

議案書の12ページをお開きください。

「議案第7号 令和3年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてです。

本予算は、第1条にありますように予算総額を歳入歳出それぞれ4,325億5,775万1千円とするものです。

後期高齢者医療制度は、2か年度の特定期間を単位に財政計画を立て、保険料率を設定して運営していくこととされておりまして、令和3年度は特定期間の2年目で、令和元年度に設定しました保険料率の算定基礎数値、これを基に予算編成を行いました。

続いて、第2条につきましては、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものです。

15ページをお開きいただきまして、「第2表 債務負担行為」にありますように、新たに被保険者証等印刷封入業務につきまして、期間を令和4年度、限度額を72万8千円とした債務負担行為を設定しております。

12ページに戻っていただきまして、第3条では一時借入金の限度額を20億円と定めております。

第4条は、歳出の「2款 保険給付費」の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合については、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、同一款内で各項間の流用により処理をさせていただくことを定めたものです。

それでは、別冊4「令和3年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計当初予算説明書」により、主な内訳を御説明いたします。

別冊4の3ページをお開きください。

歳入の主なものについてです。まず、「1款 市町支出金」です。

「1項 市町負担金」のうち「1目 保険料等負担金」これは、404億3,490

万5千円。対前年度比8億6,061万3千円,2.2パーセントの増となっています。

これは、保険料率の算定基礎となった被保険者数と一人当たり基準所得額等を推計したものから算出をしております。

続いて「2目 療養給付費負担金」は、338億4,930万6千円で、対前年度比8億2,341万3千円,2.5パーセントの増となっています。

5ページからは、「2款 国庫支出金」、続いて9ページからは、「3款 県支出金」、13ページは、これは現役世代からの医療給付費の約4割相当の支援金である「4款 支払基金交付金」、15ページは「5款 特別高額医療費共同事業交付金」となっております。

続いて、17ページをお開きください。

「6款 財産収入」は、後期高齢者医療給付準備基金の利子収入として15万7千円を計上しております。

続いて、19ページをお開きください。

「7款 繰入金」「1項 一般会計繰入金」は、一般会計から特別会計への事務費繰入金で、9億3,118万2千円、前年度比15万1千円,0.02パーセントの減となっております。

続いて、21ページの「2項 基金繰入金」「1目 給付準備基金繰入金」は35億6,288万円です。

続きまして、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

恐れ入りますが、33ページをお開きください。

「1款 総務費」は、被保険者証や医療費通知等の発送に係る役務費、各種電算システムの運用管理やレセプト点検、医療費適正化等に係る委託料など、後期高齢者医療制度の運営に係る事務経費で、総額で9億327万9千円を計上し、前年度比62万9千円,0.1パーセントの減となっております。

続いて、37ページをお開きください。

37ページから42ページにかけては、特別会計予算額の99.6パーセントを占めます「2款 保険給付費」です。

先程御説明いたしましたとおり、保険料率設定時の基礎数値により算定した額を基本として計上しております。37ページの「1項 療養諸費」、39ページの「2項 高額療養諸費」、41ページの「3項 葬祭費」、43ページの「4項 傷病手当金」、これらを合わせて、恐れ入りますが、2ページのですね、事項別明細書になりますが、2ページにお戻りいただき、歳出「2款 保険給付費」のところにありますが、4,307億3,456万4千円を計上しており、前年度比104億3,490万6千円,2.5パーセントの増となっております。

恐れ入りますが、45ページをお開きください。

「3款 特別高額医療費共同事業拠出金」は、国民健康保険中央会が実施する特別高額医療費共同事業の拠出金で、下の計のところですが、1億4,592万3千円を計上し、前年度比3,339万3千円,29.7パーセントの増となっております。

47ページをお開きください。

「4款 保健事業費」は、医療費の適正化や、後期高齢者の多様な健康課題に

対応した保健事業を実施するための経費を計上したもので、下の計のところですが、6億9,377万3千円、前年度比2,382万7千円、3.6パーセントの増としています。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明いたしました。
御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（今田良治）

本件の質疑については発言の通告はありませんので、本件質疑を終結します。
次に討論ですが、発言の通告はありませんので、本件討論を終結します。
本件を採決いたします。
本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今田良治）

起立総員。よって、本件は可決されました。

○議長（今田良治）

以上をもちまして、本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。閉会にあたり、広域連合長の挨拶があります。

◎広域連合長（平谷祐宏）

議員各位におかれましては、提案いたしました各議案につきまして、慎重に御審議の上、議決を賜りました。厚くお礼を申し上げます。

引き続き、安定した制度の運営に向けまして、今後とも、皆様の格別なる御支援、御協力を賜りますよう改めてお願いを申し上げます。会を閉じる挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（今田良治）

議員各位におかれましては、案件について、御審議いただきまして、無事閉会の運びとなりました。皆様の御協力に対し、心からお礼申し上げる次第であります。これをもちまして、本定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 2 時 1 4 分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議長 今田 良治

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 酒永 光志

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 久留島 元生